

だい しょう りゅうがくせい がくせいせいかつ ちゅういじこう
第2章 留学生の「学生生活」にあたっての注意事項

とうこう かくにん
1. 「登校状況」の確認

りゅうがくせい とうこうじょうきょう かくにん とうこうかくにんぼ しょう
留学生の登校状況を確認するために、「登校確認簿」を使用しています。

だいがく き がくせいしえんか まどぐちまえ お とうこうかくにんぼ かなら じぶん
大学へ来たときは、学生支援課の窓口前に置いてある「登校確認簿」に、必ず自分でサインをして下さい。エンピツなど文字を消すことが出来る筆記用具は不可です。ただし、大学への登校確認のためのサインですので、授業への出席したことはありません。

ざいせきじこう かくにん
2. 「在籍事項」の確認

こじん きさい じゅうしょ でんわばんごう とう ないよう へんこう
「個人カード」に記載されている「住所」や「電話番号」等の内容に変更がないかどうかを確認するために、「登校確認簿」とは別に、「在籍確認簿」にもサインをお願いしています。

へんこう ばあい まいつき さいしょ じゅぎょう ひ こじん
変更がない場合は、毎月、最初の授業のある日にサインをしてください。「個人カード」の記載事項に変更がある場合は、すぐに学生支援課で必要な手続きをして下さい。

じゅうよう
重要①

とうこうかくにんぼ ざいせきかくにんぼ
= 「登校確認簿」、「在籍確認簿」のサインについて =

- ① ふくしんしょ しょうがくきんじゅきゅう しよるいこうふ しんせい とき せんこうしりょう かつよう
副申書や奨学金受給や書類交付の申請があった時の選考資料として活用します。サインがない場合は、「授業料減免の取消」や「副申書の1年間発行停止」の措置をとる場合がありますので、必ず記入して下さい。
- ② ゆうじん じぶん のサインを頼んだり、友人の代わりにサインをした場合は、そのサインは無効とします。
- ③ まいにち とうこうかくにんぼ かくにん よくじついこう わす ひ へんこう
毎日、「登校確認簿」の確認をするので、翌日以降に、忘れた日のサインをしても無効となります。
- ④ かき とうき ねんどまつ ちようききゅうぎようきかんちゅう ふよう
夏期、冬期、年度末の長期休業期間中は、サインは不要です。
- ⑤ サインをするためだけに登校する必要はありません。
- ⑥ にほん しゅくじつ にちようび かさ ばあい つぎ げつようび ふりかえきゅうじつ ほんがく
日本では、祝日が日曜日と重なった場合は、その次の月曜日が振替休日になりますが、本学では今年の7/20、10/12、11/23の振替休日は授業を行います。

3. 「個人カード」記載事項に変更がある場合の手続き

かなら がくせきじこうへんこうとどけ ていしゅつ くだ きにゆうようし がくせいしえんか
必ず「学籍事項変更届」を提出して下さい。(記入用紙は学生支援課にあります。)

じゅうしょへんこう ばあい へんこうご じゅうしょ きさい がいこくじんとうろくしょうめいしょ うつ
住所変更の場合は、変更後の住所が記載されている、①外国人登録証明書の写し、

②国民健康保険証の写し、③住居の賃貸契約書の写しまたは「賃貸契約者名届」を
ていしゅつ くだ
提出して下さい。

4. 「一時出国と再入国」について

いちじてき にほん はな ぼこく かえ かなら かいがいとこうとどけ ていしゅつ とどけで
一時的に日本を離れて母国に帰るときは、必ず「海外渡航届」を提出して下さい。届出

ようし がくせいしえんか きゆう じじょう しゅつこく じぜん かいがいとこうとどけ ていしゅつで き
用紙は学生支援課にあります。急な事情の出国で、事前に「海外渡航届」を提出出来

ない時は、メールでの連絡も可能とします。

メールアドレス：ryuugakusei@nihonbashi.ac.jp

*メールには必ず、以下の項目を入力して下さい

- ①学籍番号 ②氏名(カタカナ) ③携帯電話番号 ④出国予定日 ⑤帰国予定
⑥出国期間中の日本国内の連絡人および電話番号 ⑦渡航先 ⑧渡航目的

(注)届出がなく出国した場合は、「授業料減免の取消」や「副申書の1年間の発行停

止」となる場合があります。出国する時は、必ず、学生支援課まで連絡して下さい。

重要② = 「学籍事項変更届」、「海外渡航届」について =

「学籍事項変更届」や「海外渡航届」の提出がなかったために、長い間、大学か

ら連絡が取れなくなってしまった場合には、「行方不明者扱い」となります。この場合、大学

から入国管理局、文部科学省、警察署へ報告し、留学ビザが取り消される場合もある

ので、病気・けがなど、何らかの事情で登校できない状態が1週間以上続く場合は、

必ず大学まで連絡して下さい。

さいにゆうこく ちゆういじこう
○再入国についての注意事項

① にほん しゅつこく とき がいこくじんとうろく きょじゅうち かんかつ にゆうこくかんりきょく
日本を出国する時には、外国人登録をしている居住地を管轄する入国管理局において、

さいにゆうこくきょかしんせい おこな くだ さいにゆうこくきょかしんせい てつづ さいにゆうこくきょかしんせいしよ
「再入国許可申請」を行って下さい。再入国許可申請の手続きには、再入国許可申請書、

げんぼん がいこくじんとうろくしよめいしよ げんぼん がくせいしよ げんぼん てすりよう ひつよう
パスポート（原本）、外国人登録証明書（原本）、学生証（原本）、手数料が必要です。

しんせい おこた さいど てつづ かげつじよう
* 申請を怠ると、再度の手続きに1ヶ月以上かかります。

② ざいりゆうきよか きげん ばあい ざいりゆうきかんこうしん さいにゆうこくきよか どうじ しんせい くだ
ビザの在留許可期限が近い場合は、在留期間更新と再入国許可を同時に申請して下さい。

③ さいにゆうこくきよかきげんない かなら にほん もど
再入国許可期限内に、必ず、日本へ戻るようにしてください。

④ さいにゆうこくきよか しんせい ばあい げんそく とうじつ しより
再入国許可だけを申請する場合、原則として当日に処理されます。